

## 小規模事業指導事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 小規模事業指導事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（以下、「法」という。）第3条に定める基本指針に即して実施される市内の小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下、「経営改善普及事業」という。）を促進し、もって本市経済の振興を目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「小規模事業者」とは、法第2条に規定する小規模事業者をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営改善普及事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1を上限として、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

### (補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 営利活動を目的としない団体であること。
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(別表)

区分	事業区分	補助対象経費	
		費用区分	備考
経営改善普及事業	経営改善普及事業	講習会等開催費 金融指導費 記帳継続指導費 経営指導推進費 専門相談指導費 施策普及費 女性部活動費 資質向上対策推進事業費 地域産業人材育成指導事業費 小企業者等事業費 倒産防止相談費 調査研究費 特別研究指導費 経営革新推進事業費 広域連携地域活性化等推進事業費 若手後継者等人材育成事業費 提案公募型地域活性化等事業費	
	その他	その他、福岡市長が特に必要と認める経費	